

熊本県災害派遣福祉チーム設置運営要綱

第1 目的

この要綱は、災害の発生時において、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年厚生省告示第144号）第2条に規定する避難所、福祉避難所等（以下「避難所等」という。）において高齢者、障がい者等要援護者を支援する熊本県災害派遣福祉チーム（以下「熊本DCAT」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

*DCAT（Disaster care Assistance Team）

第2 事前手続等

1 団体との協定締結等

- (1) 知事は、社会福祉又は精神保健福祉に関する事業を行う施設、事業所等が加入する団体（当該団体が法人格を有しないものにあつては、当該団体の代表者をいう。以下同じ。）に対して熊本DCATへの協力を依頼し、依頼に応じる団体（以下「協力団体」という。）との間に熊本県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（別記第1号様式その1）を締結する。
- (2) 協力団体の長は、団体に加入している施設、事業所等のうち災害の発生時に熊本DCATへ協力するもの（以下「団体加入協力施設」という。）について、熊本県災害派遣福祉チーム協力施設等登録名簿（別記第2号様式その1）を作成し、知事に提出する。
- (3) 協力団体の長は、(2)の登録名簿の内容に変更が生じたときは、速やかに登録名簿を修正した上で、これを知事に提出するものとする。

2 施設等との協定締結等

- (1) 熊本DCATの派遣に協力する施設、事業所等（加入している社会福祉又は精神保健福祉に関する事業を行う施設、事業所等が加入する団体が熊本DCATの派遣に関する協定を締結しないものに限る。以下「個別協力施設」という。）の長は、知事に対して、熊本DCATへの協力を申し出ることができる。
- (2) 個別協力施設の長が(1)の規定による申出を行うときは、知事に対し熊本県災害派遣福祉チーム協力施設申出書（別記第3号様式）を提出する。
- (3) 知事は、個別協力施設の長との間に熊本県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（別記第1号様式その2）を締結するとともに、個別協力施設について熊本県災害派遣福祉チーム協力施設等登録名簿（別記第2号様式その2）を作成する。
- (4) 個別協力施設の長は、(2)の申出書により知事に申し出た事項に変更が生じたときは、知事に対して熊本県災害派遣福祉チーム協力施設等変更届出書（別記第4号様式）により届け出なければならない。
- (5) 知事は、個別協力施設の長から(4)の規定による届出があつたときは、(3)の登録名簿を修正する。

第3 編成等

- 1 熊本 DCAT は、別表の区分に応じて編成されることを基本とする。
- 2 熊本 DCAT は、複数の団体加入協力施設及び個別協力施設により編成されることができる。
- 3 熊本 DCAT の各チームにはリーダーが置かれ、リーダーは、チームを統括する。

第4 派遣基準

熊本 DCAT の派遣基準は、次のいずれかに該当するときとする。

ア 県内で災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用される程度の災害が発生した場合であって、知事が熊本 DCAT を派遣する必要があると認めるとき。

イ 県内で災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合であって、避難所等を設置する被災地の市町村等から知事に対して熊本 DCAT の派遣要請があったとき。

なお、派遣要請は原則として熊本県災害派遣福祉チーム派遣要請書（別記第 5 号様式）によるものとする。

ウ 県外で災害救助法が適用される災害が発生した場合であって、国又は他の都道府県から知事に対して熊本 DCAT の派遣要請があったとき。

第5 派遣

1 知事は、第 4 の派遣基準に基づき、協力団体の長又は個別協力施設の長に対し、熊本 DCAT の構成員の派遣を要請する。

2 協力団体の長及び個別協力施設の長は、知事から派遣要請があったときは、速やかに派遣の可否を判断し、その結果を知事へ報告し、派遣が可能なときは、熊本 DCAT の構成員を派遣する。

第6 待機

1 知事は、熊本 DCAT の派遣基準に該当することが見込まれるときは、協力団体の長又は個別協力施設の長に対し熊本 DCAT の構成員の派遣待機を要請する。

2 知事は、派遣の可能性がないと判断したときは、1 の派遣待機をしている協力団体の長及び個別協力施設の長に対し、待機の解除を通知する。

3 県内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、協力団体の長及び個別協力施設の長は、知事の要請の有無にかかわらず熊本 DCAT の構成員を待機させる。

第7 活動内容

熊本 DCAT は、次に掲げる活動を行うこととする。

ア 福祉ニーズの把握

イ 福祉的トリアージ（要援護者の状態に応じて、必要な福祉サービスが提供できるよう市町村等に情報提供をしたり、設備、体制の整った施設へ要援護者を移送するかどうかの判断をしたりすることをいう。）

ウ 福祉サービスの提供及び廃用症候群の予防

エ その他必要な福祉支援

第8 活動記録

リーダーは、各日のチームの活動状況等について記録するとともに、知事に報告（別記第

6号様式)する。

第9 傷害保険、費用負担等

1 傷害保険

県は、熊本 DCAT の派遣活動に伴う事故に対応するため、熊本 DCAT の構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料については県が負担する。

2 費用負担等

(1) 災害救助法が適用された市長村に熊本 DCAT が派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となるときは、県は、災害救助法の定めるところにより費用を負担する。

(2) (1) 以外の場合であって、知事の派遣要請に基づく熊本 DCAT の派遣費用の負担については、別に定める。

(3) 県は、熊本 DCAT の構成員を派遣した団体加入協力施設の長及び個別協力施設の長に対し、(1) 及び(2) の費用を支払うものとする。

第10 研修

県は、団体加入協力施設及び個別協力施設の職員(熊本 DCAT の構成員として派遣を予定する者に限る。)に対し、熊本 DCAT の活動に必要な知識等の向上を図るための研修を実施する。

第11 その他

この要綱に定めるものの他、必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、平成 24 年 12 月 7 日から施行する。